

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価書【令和6年9月30日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1 ワクチン接種記録システム(VRS) 2 サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条1項、別表14の項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部地域医療対策課
②所属長の役職名	地域医療対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部地域医療対策課 TEL 0979-22-1170
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部地域医療対策課 TEL 0979-22-1170
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>当市では毎年、従業員に対して情報セキュリティポリシーの遵守について文書を発して啓発を行うとともに、全従業員を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。また、各職位、業務に応じた研修も適宜実施しており、各研修においては理解度を確認するための確認テスト等を取り入れ、解説とともに従業員へのフィードバックがなされている。さらに、個人情報及び情報セキュリティチェックシートを用いて定期的に状況確認を行うとともに、必要な内部監査を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は十分に行っていると判断した。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載なし	情報照会: 番号法第19条第8号並びに別表第二の16の2の項、17の項、18の項及び19の項 情報提供: 番号法第19条第8号並びに別表第二の16の2の項及び16の3の項	事前	
令和4年3月11日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	
令和4年3月11日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	
令和4年3月11日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	
令和4年5月13日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療関連情報ファイル	予防接種管理ファイル	事後	記載内容の誤りの修正
令和4年5月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条1項、別表第一の10の項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条1項、別表第一の10の項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年5月13日	II しきい値判断項目 1. 対象項目 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	再評価に伴い修正
令和4年5月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	再評価に伴い修正
令和5年5月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 ワクチン接種記録システム(VRS)	1 ワクチン接種記録システム(VRS) 2 サービス検索・電子申請機能	事後	びったりサービスを利用することによる修正
令和5年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	生活保健部 地域医療対策課	健康福祉部 地域医療対策課	事後	機構改革に伴う修正
令和5年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市生活保健部地域医療対策課 TEL 0979-22-1170	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部地域医療対策課 TEL 0979-22-1170	事後	機構改革に伴う修正
令和5年5月22日	II しきい値判断項目 1. 対象項目 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	再評価に伴い修正
令和5年5月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	再評価に伴い修正
令和6年5月17日	II しきい値判断項目 1. 対象項目 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	再評価に伴い修正
令和6年5月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	再評価に伴い修正
令和7年6月27日	評価書名	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価書	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価書【令和6年9月30日終了】	事後	事業の終了に伴い修正
令和7年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条1項、別表第一の10の項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条1項、別表14の項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第8号並びに別表第二の16の2の項、17の項、18の項及び19の項 情報提供: 番号法第19条第8号並びに別表第二の16の2の項及び16の3の項	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴う追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	なし	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式変更に伴う追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事後	様式変更に伴う追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	なし	当市では毎年、従業者に対して情報セキュリティポリシーの遵守について文書を発して啓発を行うとともに、全従業者を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。また、各職位、業務に応じた研修も適宜実施しており、各研修においては理解度を確保するための確認テスト等を取り入れ、解説とともに従業者へのフィードバックがなされている。さらに、個人情報及び情報セキュリティチェックシートを用いて定期的に状況確認を行うとともに、必要な内部監査を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は十分に行っていると判断した。	事後	様式変更に伴う追加